

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
【規則】 ○ 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則及び岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 〃 （以上県例規集登載） 【告示】 ○ 一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定の一部改正 ○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正 正 ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 令和七年度県統計調査の実施 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	障害福祉課	○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 土砂災害警戒区域等の指定の解除 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可 【公告】 ○ 公共測量の終了 ○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定 〃 【正誤】 ○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正の正誤 （県例規集登載）	住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	水産課		住宅課	建築指導課	警察本部会計課
	交通政策課		住宅課	〃	〃
	子ども家庭課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	住宅課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	統計分析課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	健康推進課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	健康推進課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	健康推進課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課
	健康推進課		住宅課	子ども家庭課	子ども家庭課

◎岡山県規則第六十三号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則及び岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則及び岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

(岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第一条 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十二年岡山県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の部二の項 2 ル中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に改め、同 2 フ中「第五条第二十八項」を「第五条第二十九項」に改める。

(岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部改正)

第二条 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則(平成十八年岡山県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第六十四号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三水産課の部11の項2中「~~第125条~~の3」を「~~第125条~~の6」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

1 居住安定援助賃貸住宅事業に関すること。									
(1) 居住安定援助計画の認定（第41条）	関係課長					○			
(2) 居住安定援助計画の認定の通知（第43条）	関係課長					○			
(3) 居住安定援助計画の変更の認定（第44条第1項）	関係課長					○			
(4) 居住安定援助計画の変更の認定の通知（第44条第2項）	関係課長					○			
(5) 地位の承継の承認（第45条）	関係課長					○			
(6) 専用賃貸住宅の目的外使用の承認（第50条第1項）	関係課長					○			
(7) 専用賃貸住宅の目的外使用の承認に係る町村長への通知（第50条第2項）	関係課長					○			
(8) 報告徴収及び立入検査（第54条第1項）	関係課長					○			
(9) 改善措置の命令（第55条）	関係課長					○			
(10) 居住安定援助計画の認定の取消し（第56条第1項、第2項）	関係課長					○			
(11) 居住安定援助計画の認定の取消しの通知（第56条第3項、第4項）	関係課長					○			
2 住宅確保要配慮者居住支援法人に関すること。									
(1) 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定及び公示（第59条第1項、第60条第3項）	関係課長					○			
(2) 支援業務の種別の変更の認可及び公示（第61条第1項、第3項）	関係課長					○			
(3) 債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の委託の認						○			

可 (第63条第1項)									
(4) 債務保証業務規程及び残置物処理等業務規程の認可並びに変更の認可及び命令 (第64条第1項、第3項、第4項)					○				
(5) 事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可(第65条第1項)	関係課長				○				
(6) 監督命令 (第68条)	関係課長				○				
(7) 報告徴収及び立入検査 (第69条第1項)	関係課長				○				
(8) 指定の取消し及び公示 (第70条)	関係課長			○					
(9) 住宅確保要配慮者居住支援法人による都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案に対する通知 (第71条第2項)	関係課長				○				

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百四十五号

平成二十三年岡山県告示第六百五十四号（一般乗合用のバスの取得に係る自動車税の環境性能割の非課税措置の対象となる路線の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 及び二中「令和元年度分から令和六年度分」を「令和二年度分から令和七年度分」に改める。

◎岡山県告示第四百四十六号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならぬ費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

別表第一の備考 6 (3) 及び別表第二の備考 4 (3) 中「第13項及び第14項」を「第14項及び第15項」に改める。

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百四十七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。
令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部住宅課の項中51を56とし、48から50までを五ずつ繰り下げ、同項46及び47を削り、同項45中「第45条第1項」を「第65条第1項」に改め、同45を同項51とし、同51の次に次のように加える。

52	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第71条第2項	住宅確保要配慮者居住支援法人による都道府県賃貸住宅供給促進計画の作成等の提案に対する通知	30日					
----	-------------------------------------	--	-----	--	--	--	--	--

別表土木部の部住宅課の項44中「第44条第1項」を「第64条第1項、第3項」とし、「債務保証規程」の次に「及び残置物処理等業務規程」を加え、同44を同項50とし、同項43中「第43条第1項」を「第63条第1項」とし、同43を同項49とし、同49中「第40条」を「第59条第1項」とし、同43を同項47とし、同47の次に次のように加える。

48	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項	住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務の種別の変更の認可	30日					
----	-------------------------------------	------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表土木部の部住宅課の項中41を42とし、同42の次に次のように加える。

43	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第41条	居住安定援助計画の認定	30日					
44	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項	居住安定援助計画の変更の認定	30日					
45	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条	居住安定援助計画の認定に基づく地位の承継の承認	30日					
46	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第50条第1項	居住安定援助計画に記載された専用賃貸住宅の目的外使用の承認	30日					

別表土木部の部住宅課の項中49を41とし、19から39までを一ずつ繰り下げ、同項18中「第67条」を「第68条第3項」に改め、同18を同項19とし、同項17中「第58条第1項」を「第59条第1項」とし、「承認」を「申入れの承認」とし、同17を同項18とし、同項16を17とし、15を16とし、14の次に次のように加える。

15	高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の2第1項	サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用	30日					
----	----------------------------	---------------------	-----	--	--	--	--	--

附 則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

附
則

の承認

◎岡山県告示第四百四十八号

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

バス・タクシー分野における外国人ドライバー受入れに関するアンケート調査

2 目的

人手不足が深刻化する県内のバス事業者及びタクシー事業者における外国人ドライバーの雇用ニーズ、受入れに関する検討状況、課題等を収集・分析し、今後の地域公共交通施策の基礎資料として活用する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者であつて、県内に本社又は営業所を有する者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者であつて、県内に本社又は営業所を有する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者であつて、県内に本社又は営業所を有する者（福祉輸送限定事業者及び一人一車制個人タクシー事業者を除く。）

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

- (1) 会社概要（法人名、事業種別、保有車両数、運転手数、運転手の平均年齢等）
- (2) 運行に関する現状と課題
- (3) 運転手不足の状況
- (4) 特定技能外国人制度の理解度
- (5) 外国人ドライバー受入れに関する意向

2 その基準となる期日又は期間
令和七年九月一日

四 報告を求める者

約二百事業所

五 報告を求めるために用いる方法

オンライン調査及びFAX

六 報告を求める期間

令和七年九月三十日から同年十月十四日まで

七 実施部課名

県民生活部交通政策課

◎岡山県告示第四百四十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和七年九月三十日

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	辞退年月日	岡 山 県 知 事
医療法人高杉会 高杉こどもクリニック 藤原薬局	総社市井手五八五―一 倉敷市福田町浦田二三九一	令和七年九月三十日 令和七年九月三十日	伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百五十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和七年九月十六日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
斎藤 大輔	腎臓	医療法人晴寿会 海岸通りクリニック	玉野市宇野一―四二―二六
井上 淳子	腎臓	医療法人晴寿会 海岸通りクリニック	玉野市宇野一―四二―二六
大島 侑	ぼうこう・直腸、小腸	医療法人社団清和会 笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
戸川 雄	肢体不自由	社会医療法人清風会 津山ファミリークリニック	津山市高野本郷一二七九―二八

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
市川 晴夫	心臓、腎臓	医療法人晴寿会 海岸通りクリニック	玉野市宇野一―四二―二六
鍋島 義明	視覚	医療法人明清会 鍋島眼科	総社市駅前一―三―二五
衣笠 舜二	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	衣笠内科医院	津山市椿高下三九
桑内 隆郎	聴覚、平衡、音声・言語、そしやく	桑内耳鼻咽喉科医院	高梁市松原通二〇五〇
本後 隆史	肢体不自由	医療法人 賀陽クリニック	加賀郡吉備中央町湯山一〇〇三一―一
三村 仁昭	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	医療法人晴風会 三村医院	津山市北園町三五―五
山下 祥一	腸 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	大平台医院	勝田郡勝央町平一二四二
山下 佐知子	腸 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	大平台医院	勝田郡勝央町平一二四二
岡崎 紀美男	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	玉野中央病院	玉野市築港一―一五―三
川崎 祐徳	肢体不自由、直腸、ぼうこう	あいの光医院・牛窓	瀬戸内市牛窓町牛窓三一二二―一
平山 昇求	肢体不自由	やまてクリニック	総社市岡谷二二―一六
井原 雄悦	平衡、音声・言語、肢体不自由	国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
三村 興二	肢体不自由、心臓、呼吸器	医療法人天空会 三村医院	苫田郡鏡野町香々美八五〇―八
早川 昌志	肢体不自由、腎臓	医療法人紀典会 北川病院	和気郡和気町和気二七七
宮本 勉	肢体不自由	医療法人紀典会 北川病院	和気郡和気町和気二七七
角田 昭二郎	肢体不自由	角田医院	津山市田町八五
木曾 光則	腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	タカヤクリニク	井原市高屋町三―二四―一〇
原 太久茂	肢体不自由、心臓	原医院	美作市豊国原三六三―二

水島圭一	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓	医療法人 水島圭一内科医院	津山市沼五二一〇
土井雄喜	直腸、ぼうこう、小腸	あさのクリニック	総社市中央二一三―五
牧野浩二	聴覚、平衡	赤磐市国民健康保険佐伯北診療所	赤磐市塩木一四
国定謙作	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	医療法人萌生会 国定病院	浅口郡里庄町浜中九三―一四一
秋田秀俊	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、小腸	秋田医院	久米郡久米南町下弓削九九七
細谷正晴	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓	医療法人ほそや医院	井原市七日市町一〇二
岡田良雄	肝臓	医療法人東浩会 石川病院	津山市川崎五五四―五
下野国夫	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	医療法人閑谷会 下野内科外科・歯科	備前市木谷二二〇―一
上田康雄	肢体不自由	医療法人閑谷会 下野内科外科・歯科	備前市木谷二二〇―一
藤井誠	呼吸器	吉備高原医療リハビリテーションセンター	加賀郡吉備中央町吉川七五一―
山中隆夫	肢体不自由、呼吸器	吉備高原医療リハビリテーションセンター	加賀郡吉備中央町吉川七五一―
吉川達也	音声・言語、そしゃく、肢体不自由	吉備高原医療リハビリテーションセンター	加賀郡吉備中央町吉川七五一―
茂山幸雄	肢体不自由	吉備高原医療リハビリテーションセンター	加賀郡吉備中央町吉川七五一―
近藤正美	腸 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	医療法人真庭慈風会 津山中央まにわ病院	真庭市勝山一〇七〇
近藤秀則	腸 肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、直腸、ぼうこう、小腸	医療法人真庭慈風会 津山中央まにわ病院	真庭市勝山一〇七〇

◎岡山県告示第四百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須山中帯江線
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
倉敷市加須山字小瀬戸七六七番一地先から倉敷市加須山字小瀬戸七七〇番一地先を経て倉敷市加須山字笹山下七〇〇番二地先まで	旧	一八・〇 一九・八	七一・〇
倉敷市加須山字小瀬戸七六七番一地先から倉敷市加須山字笹山下七〇〇番二地先まで	新	四・〇 二〇・六	五〇七・四
倉敷市加須山字小瀬戸七六七番一地先から倉敷市加須山字小瀬戸七七〇番一地先を経て倉敷市加須山字四割二四四番一地先まで	新	一八・〇 六八・九	三九二・四
倉敷市加須山字小瀬戸七六七番一地先から倉敷市加須山字笹山下七〇〇番二地先まで	新	四・〇 二〇・六	五〇七・四

◎岡山県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	加須山中帯江線	倉敷市加須山字小瀬戸七六七番一地从先から倉敷市加須山字小瀬戸七七〇番一地先を経て倉敷市亀山字四割二四四番一地先まで	令和七年十月一日

◎岡山県告示第四百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条及び第九条の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定を解除する区域
二〇二K児島稗田町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二 土砂災害特別警戒区域		
箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定を解除する区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項

二〇二K児島稗田町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第四百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、倉敷市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	
箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二〇二K児島稗田町〇〇二	急傾斜地の崩壊
二〇二K羽島〇〇二	急傾斜地の崩壊
二〇二K羽島〇〇八	急傾斜地の崩壊
二〇二K藤戸町天城〇〇四	急傾斜地の崩壊
二 土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
箇所番号	指定の区域
	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第百八十四号）で定める衝撃に関する事項

二〇二K児島稗田町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K羽島〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇二K藤戸町天城〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。		

◎岡山県告示第四百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、新見都市計画下水道事業新見市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。
令和七年九月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

新見市	施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
	新見都市計画下水道 事業新見市公共下水 道		平成八年三月八日から 令和十二年九月三十日 まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし

〔四四〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

倉敷市船穂町船穂 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量及び用地 測量）	測 量 の 種 類
令和七年九月十日	終 了 年 月 日

令和7年9月30日 岡山県公報 第12740号

〔四四一〕 令和七年九月二日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

令和七年九月三十日

中止する公聴会

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	公聴会の日時	公聴会の場所
岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月一日午後一時三十分から	倉敷市羽島一〇八三番地 備中県民局会議棟第四会議室
津山広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十四日午前十時三十分から	津山市山北六六三番地 津山市役所東庁舎三階E三〇二会議室
笠岡都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月七日午後二時三十分から	笠岡市笠岡一八六六番地一 中央公民館二階教育委員会会議室
井原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月七日午前十時三十分から	井原市井原町三一一番地の一 井原市役所四階大会議室
高梁都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月八日午後二時三十分から	高梁市松原通二〇四三番地 高梁市役所三階大会議室
備前都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十日午後二時三十分から	備前市東片上一二六番地 備前市役所本庁大会議室

令和7年9月30日 岡山県公報 第12740号

真庭都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十六日午後一時三十分から	真庭市久世二九二七番地二 真庭市役所二階 大会議室
湯原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十六日午後三時三十分から	真庭市久世二九二七番地二 真庭市役所二階 大会議室
美作都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十四日午後二時三十分から	美作市美来一番地 美作市役所二階 中会議室
浅口広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月九日午前十時三十分から	浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階 第一会議室
和気都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十日午前十時三十分から	和気郡和気町尺所五五五番地 和気町総合福祉センター大会議室
矢掛都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月九日午後二時三十分から	小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地 矢掛町役場三階 大会議室
吉備高原都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	令和七年十月十六日午前十時三十分から	加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地の六 きびプラザ一階 第一会議室

〔四四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字八田部四六一〇番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田二八八番地二アースガーデン S O J A II 二〇三

大元 秀浩

三 許可年月日及び許可番号

令和七年七月二十二日岡山県指令建指第八五号

〔四四三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

岡山県警察ネットワーク端末の借入れ 四百九十三組

二 借入期間

令和八年二月一日から令和十三年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部情報管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年八月二十八日

五 落札者の名称及び所在地

NTT・TCリース株式会社中国支店

広島県広島市中区立町二番二七号

六 落札金額

一月当たり一、四二〇、八二六円（うち消費税額及び地方消費税の額一二九、一六六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札公告日

令和七年六月二十七日

令和7年9月30日 岡山県公報 第12740号

〔四四四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年九月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 購入等件名及び予定数量

岡山県警察本部庁舎ほか三十二施設で使用する電気の調達

予定使用電力量 一一、七〇七、〇〇〇キロワット時（一年間）

二 納入期間

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警務部会計課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和七年八月七日

五 落札者の名称及び所在地

関西電力株式会社

大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号

六 落札金額

二一五、五四〇、〇五九円（消費税額及び地方消費税の額を含まない。）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和七年六月十七日

〔一九〕 令和三年六月二十九日付け公布岡山県告示第三百七十九号（児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正）に誤りがあった。

頁・行	誤	正
一一・一二	1,439,000円以上	1,439,001円以上